

監事監査報告書

2020（令和2）年6月25日

学校法人 松山大学

理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 松山大学

監事 宍戸 邦彦 ㊟

監事 新田 孝志 ㊟

監事 植村 礼大 ㊟

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人松山大学寄附行為第15条第3号の規定に基づき、学校法人松山大学の令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行いました。協議のうえ本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私たちは監査方針、監査計画に従い、理事、内部監査室その他役職員等と意思疎通を図るとともに、理事会及び評議員会等の重要会議に出席するほか、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、主要部署において業務及び財産の状況について調査しました。

さらに、会計監査人（有限責任監査法人トーマツ）が独立の立場を保持し、適正な監査を実施しているかを検証するとともに、会計監査人からその監査実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。その上で、当該年度に係る計算書類等（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び附属明細表）について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 常務理事会、理事会及び評議員会は、法令及び寄附行為に基づき適正に行われていると認めます。
- ② 学校法人の業務及び財産並びに理事の業務執行に関し、不正の行為及び法令並びに寄附行為に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 各部署の業務は、事業計画に基づき適正に実施されており指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及び附属明細表の監査結果

計算書類等は、学校法人の収支及び財産の状況を適正に表示しているものと認めます。

以上